

北朝鮮ミサイル発射等への対応強化について

北朝鮮においては、弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返しており、先月9日には、中国・四国地方上空を通過させ米領グアム島沖に中距離弾道ミサイルを発射する計画を表明し、その後も、26日に日本海に向けて3発、更に、29日には、北海道地方上空を通過させる弾道ミサイルを立て続けに発射するなど、軍事的挑発をエスカレートさせている。

こうした行為は、国連安全保障理事会決議を無視した重大な挑発行為であり、不測の事態も危惧されるなど、これまでにない緊張状態が続いている。

この間、国におかれては、中国・四国4県に、地上配備型迎撃ミサイル「PAC-3」を展開され、また、中国・四国9県とその県内全市町村でJアラートの情報伝達訓練を実施されるなど迅速かつ的確な対応をしていただいたところである。

国におかれては、引き続き、住民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、次の事項に特段の措置を講じられるよう強く要請する。

1. 国際社会と連携して、北朝鮮にこれ以上の挑発行為を行わせないよう、拉致問題の解決を含め、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応をとること。

2. ミサイル発射の兆候・発射情報を迅速に把握し、関係県に対して、直ちに情報提供を行うこと。

また、太平洋や日本海等で操業している漁船などの船舶及び航行中の航空機の安全を確保するため、直接、船舶や航空機に伝達されるシステムを構築すること。

3. 万が一、不測の事態が発生した場合に備え、引き続き、警戒・防護体制を強化するとともに、地方公共団体、鉄道・バス・船舶事業者等の指定地方公共機関、消防・防災関係機関などが取るべき対応について明確化し、住民の安全確保に万全を期すこと。

併せて、ミサイル落下も想定した実践的な訓練の具体的実施方法等を示すこと。

4. 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保するとともに、その備蓄施設や有事の運搬方法等について指針を示すこと。

5. 万が一、被害が発生した場合、国において万全の措置を講じること。

6. 北朝鮮から我が国へ流入すると想定される多数の避難民への対応について、国において対応方針を明らかにすること、また、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、都道府県の役割を明確にし、事案発生時に取るべき方策を定めること。

平成29年9月4日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）